

平成 28 年 5 月 20 日

厚生労働省
社会保障審議会福祉部会 様

公益社団法人 全国私立保育園連盟
会 長 近 藤 遼
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会
会 長 万 田 康

社会福祉法等の一部を改正する法律に関する要望

この度は、社会福祉法等の一部を改正する法律に関して、多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。法の主旨に則り、求められる内容に真摯に対応していく所存です。

一方で、保育ニーズが多様化・複雑化し、待機児童問題や人口減少地域における保育施設の存続確保の問題、全国的な保育士不足等々、「保育」を担う社会福祉法人が国民の負託に応える役割を引き続き果たしていくための各種の条件整備も必要です。

わが国すべての地域にすべからく児童の健全育成のための基盤が維持・発展していくために、今後の政省令の策定に関し、次の事項について格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

1. 保育所を経営する小規模法人への配慮

小規模法人に対する評議員定数の経過措置が検討されています。その際、対象となる小規模法人の定義について、保育所経営法人の実態を踏まえた検討が必要です。多くの保育所経営法人は 1 法人 1 施設であり事業も小規模ですが、分園や病児保育、子育て支援センター等の複数事業を実施し地域のニーズを一手に担っている場合等があり、事業規模・人員体制に対する適切な評価と配慮が必要です。

2. 会計監査人の設置法人について

一定の事業規模を超える法人に対する会計監査人の設置については、法人全体の収益及び負債規模に応じた、負担しうるに十分な能力を有する法人を、その範囲としてください。

3. 社会福祉充実残額の算定のための控除対象財産額について

社会福祉充実残額の算定のための控除対象財産額については、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等、②現在の事業の再生産に必要な財産、③必要な運転資金を基本とすることが、これまで検討されてきました。

昨今の待機児童問題の深刻化により、地域のニーズに応える形で新たに保育所等を展開することが想定されます。新規開設の準備金や積み立て等が控除対象財産として算定できるよう、柔軟なご対応をお願いいたします。

4. 地域における公益的な取組について

社会福祉法人の責務として、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することが規定されますが、これに係る具体的な取組については、限定的な例示はせず、法人個々の多様な取組が喚起されるようご配慮ください。

5. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続

法律では、長期加入者に配慮した支給水準への見直し、共済加入期間の合算期間の見直し等が挙げられる一方、保育所に係る退職共済制度への公費助成の在り方については、更に検討し平成 29 年度までに結論を得ることとされております。

今後の検討に当たっては、本制度が保育士の人材確保対策において非常に重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させる政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り、公費助成に關しまして今後も維持・継続していただきますようお願いいたします。